

令和5年度 第3回 地域包括支援センター運営協議会議事録

日時 令和6年3月29日（金）19:00～

場所 WEB会議

※会場参加者については中央保健福祉センター（すこやかプラザ）3階 審査会①

出席者 <運営協議会委員>

千住会長(会場参加) 永島副会長 中村委員 吉田委員 太田委員 横田委員
森田委員 永木委員 久田委員 橋川委員(会場参加)

<事務局>

亀川保健福祉部次長兼課長 堤課長補佐 上地主査

欠席者 <運営協議会委員>

なし

議事概要

(1) 前回承認事項に関する報告

①令和6年度地域包括支援センター受託法人等の決定について

②佐世保市包括的支援事業実施要綱改正の報告

(2) 令和6年度地域包括支援センター運営方針及び事業計画について

(3) 日宇地域包括支援センターの移転について

(4) 指定介護予防支援事業者の新規の指定について

1 案件ずつ事務局からの説明を受け、審議、承認と進めていった。主な内容は次のとおり

【事務局】

本日の会議の定足数について、委員数10名 全員出席

佐世保市地域包括支援センター運営協議会条例第6条に規定する定足数を満たしているため、本日の会議が成立していることを報告する。

(1) 「前回承認事項に関する報告について」

【事務局】

令和6年度地域包括支援センターの受託法人については、前回、未決定だった宇久地区と大野地区については、書面審査による審議だったが、委員全員一致での承認となった旨を報告

3/12の文教厚生委員会にて、受託法人の報告をし、次年度の委託料の予算承認を受け、現在、各法人と契約の締結に向けて処理を進めており、令和6年度の委託契約料は資料1-①の1ページ「R6年度委託料（案）」の金額で、すべての包括が上限額以内での契約となる旨を報告。

2ページは、各包括職員の配置可能人員を示しており、宇久包括以外は、前年度と同様の人数配置となっている旨報告。

3ページは、令和6年度の受託法人一覧であり、大野包括の受託者の変更と、宇久包括の設置場所が現在の宇久社協内に移転することになった旨を報告

引き続き②の要綱改正についてご説明。

前回の協議会で、ご承認いただいた3つの改正案の決裁が完了し、令和6年4月1日からの運用開始で整備できたことを報告。

資料1-②の4ページから7ページが新しい要綱の内容。変更点の詳細は、8ページからの新旧対照表を参照
<質疑> なし
委員一致で承認

「(2) 和6年度地域包括支援センター運営方針及び事業計画」事務局より資料に添って説明

【事務局】

資料2の10ページと11ページ参照。

運営方針は、国の通知で市がセンターに示すこととされており、項目としても国の通知のとおりに記載している。

今年度は今後の施策として重要な役割を果たすことになるため、認知症に関する方針と、地域共生社会の実現に向けての方針を追加した。また、前年度は、新型コロナウイルス等の防止に関する項目を設定しておいたが、5類への移行に伴い新年度の運営方針から削除。

(異議なしで、事務局提案が承認)

「各包括の事業計画について」資料12ページ参照

質問及び回答は次のとおり

【永木委員】

①中部包括から出ている課題でも出ているように、「民生委員の介入が困難で、住人や高齢者の情報把握が困難な場合で、独居高齢者の孤立化が懸念される。」が他の地区でもこういったケースが今後多く出てくることが考えられますが、これに対しての佐世保市のフォローアップの対策は何かお考えでしょうか？

②職員の人員確保が難しい現状が続いていると、いくつかの包括から課題として出ています。これは今回に限らず以前からの問題点として挙げられていることと思います。

これに対しては、前回の会議で実施要項の改正や事務員の配置などを行うとの事でしたが、確認ですが、前回の会議の際に事務員の配置については、R6年度より対応すると言われていたかと思いますが、それで間違いなかったのでしょうか？配置は全包括でよろしかったのでしょうか？

【事務局の回答】

①【独居高齢者の孤立化に対する市のフォローアップ対策について】

現在行っている「75歳以上の独居高齢者の家庭訪問」の強化を実施します。R6年度は、対象者へアンケート調査を行い、必要な支援が届いていない方などを抽出する。また、市の住宅課と情報を共有し、市営住宅における独居高齢者への訪問を進めていく予定である。

②【事務員配置について】

令和7年度配置に向けて事業を進めていく予定である。全包括に配置可能な体制を整えることとしている。

運営方針及び包括の事計画について

(委員一致で承認)

「(3) 日宇地域包括支援センターの移転について」事務局より資料3の30ページ参照

【事務局】

運営協議会条例第2条(1)に規定にあるセンター設置等に関する事項の承認事項。

現在、日宇包括支援センターは桜馬場バス停側に設置されており、令和2年度に行った追加配置職員の増に伴い、手狭になっている。以前から移転希望の相談はうけていたが、センター設置場所は市が示す要件があり、昨年の公募時には、新設置場所が決定しておらず、従前の場所での申請となった。

3月半ばに、受託法人である「社会医療法人財団 白十字会」から移転の申し出があり、今回の運営協議会へ諮ることになった。

移転先は、日宇駅近くにあった十八親和銀行日宇支店跡地。

設置場所基準のバス停側にあり、駐車場も現在より確保できるスペースがあり、地域住民の利便性はよいと思われる。

センターの面積などの要件は満たしており、適正に業務を実施できると判断する。

ただし、現在空調機器等の修繕等を行っているため、移転時期は、6月になる予定。移転後の電話番号及びFAX番号が変更となることはなく、移転について事前に、お知らせするなどし、地域の方にご迷惑が掛からないように包括と方法など確認しながら進めていくつもりである。

申し立てのとおり、移転についてのご承認をお願いします。

事前質問はなし。

(委員一致で承認)

(4) 指定介護予防支援事業者の新規の指定についてについて **【指導監査課】**

資料4に沿って説明

【指導監査課】

指定介護予防支援事業の新規指定申請があった際は介護保険第115条の22第4項及び佐世保市地域包括支援センター運営協議会条例第2条第5号の規定に基づき、委員へ意見を伺うものである。

新規指定申請者3件 申請者と申請理由は別紙資料のとおり

また、令和6年度から、居宅介護支援事業所も指定を受けて事業の実施が可能となったことから、今後新規の指定申請があった場合は、条例に基づき運営協議会にご意見を伺う必要があるが、運営協議会の開催が年3回程度であることから、今後は書面(メール等)でご意見を確認させていただくよう考えている。

ご理解の上、了承を得たい。

事前質問なし。

新規事業所の申請について、意見なし

今後の申請があった際の意見確認方法について委員了承

【その他事務局からの連絡】

運営協議会委員の委嘱が令和3年6月1日～3年間の期間となっており、今年の5月31日をもって、委嘱期間が終了となる。皆様、大変ありがとうございます。

次の委員の任命の準備のため、4月になったら、各所属団体へ推薦依頼を行う予定としている。可能であれば、引き続き行っていただきたいと思っているが、再任が難しい委員の皆様は、次の後任の方の推薦について各所属団体のご担当者様にお話を通していただければと考えている。

よろしく申し上げます。

以上をもって、全ての審議を終了し、第3回地域包括支援センター運営協議会は閉会となった